

# 府中松平藩 御家御定書

「御家御定書」は府中松平藩士前野持信の手控・備忘録です。現在、寛政元年(1789)から文化14年(1817)までと天保11年(1840)から弘化4年(1847)までの分が4分冊で石岡小学校に所蔵されていたものを本館寄託史料として公開しています。

内容は藩士および村役人に対する諸法令・通達が大部分で、年度ごとにまとめられ、分冊ごとに表題が付されています。いずれも美濃紙使用で、手控帳として製本したものに書き写したと思われる。第1分冊は横袋とじ状で「寛政元年より享和三亥年迄 御家御定書抜」という表題、第2分冊は堅袋とじ状で表題欠(享和4年より文化7年まで)、第3分冊も第2分冊と同形態で「文化八より同十四迄 御家御定書」の表題、第4分冊は第1分冊と同形態で「天保十一子年より弘化四年羊年迄 御家御定書」の表題がついています。寛政元年以前また弘化四年以降については不明ですが、文化15年から天保10年までの22年間の記述があったことは容易に想像されます。

編者の前野持信については職分・履歴ともに不明ですが、本館所蔵「府中松平家中大和田家文書」の「土族印鑑 明治二年石岡藩会計局」に、定期的に持信の子とみられる前野織右衛門持<sup>ヨシ</sup>衡の名が記載され、また「明治二巳初春念五人員禄高換書」(石岡市森家文書)には、「金七両三人扶持御徒目付組頭前野織右衛門」とあり、中級の藩士であったことをうかがわせます。

この「御家御定書」から興味ある史料をひとつ紹介しておきましょう。それは文化12年9月15日の藩士に対する親類書・縁者書の提出命令です。これが府中松平藩独自のものであったのか、それとも連枝を含む水戸家全体に行なわれたものなのかは確認できません。通達は次の文言に始まります。「御家中之面々御譜代以上之分自今以後又従弟迄之属合親類書御目付所江差出置可申候」。そして案文(雛形)を示し「別紙案文之通拾五枚切美濃紙岩城紙之内堅帳二相仕立指出置出生死亡等二而枉ひ出来候ハ、年々三月中相改差出」すものとなりました。

案文は次のようなものでした。

親類書	姓名
縁者書	

本国 実子惣領 養子二候ハ、養子与認可申候  
生国 誰 亥歳

- 親類書
- 一 祖父 私曾祖父誰死惣領 ————— 死
  - 一 祖母 何之誰死娘死

- 一 父 私祖父誰惣領 —————
- 一 母 何之誰娘
- 一 継母 ————— 娘
- 一 妻 ————— 娘
- 一 嫡子 —————
- 一 姪 嫡子誰妻 ————— 娘
- 一 孫 嫡子誰悻 —————
- 一 次男 何之誰養子
- 一 女子 何人 手前二罷在候
- 一 弟 —————
- 一 姉 誰殿家来 何之誰妻
- 一 妹 何人 手前二罷在候
- 一 異父兄弟姉妹 —————
- 一 甥 私弟誰惣領 何之誰
- 一 姪 私姉誰娘 ————— 妻
- 一 又甥姪 私甥姪誰悻娘 —————
- 一 叔父 私祖父誰死 何之誰養子—
- 一 伯母 右同人娘 ————— 妻
- 一 従弟 私叔父誰惣領 —————
- 一 従弟 右同人次男 —————
- 一 従弟女 右同人娘 ————— 妻
- 一 従弟 私伯母誰惣領 —————
- 一 従弟違 私従弟誰悻 —————
- 一 従弟違女 右同人娘 —————
- 一 大伯父 —————
- 一 大伯母 —————
- 一 従弟違 私大叔父誰惣領 —————
- 一 従弟違女 右同人娘 —————
- 一 又従弟 —————
- 一 又従弟女 —————

以上は父方の例ですが、母方についても同様に書き出し、養子の場合は実父方、実母方も父方同様の形式での報告が命じられています。

また「縁者書」は

- 一 舅 妻之父 —————
- 一 姑 同母 ————— 娘
- 一 小舅 同兄弟 —————
- 一 小姑 同姉妹 —————
- 一 舅 嫡子誰実之父 —————
- 一 姑 同母 —————
- 一 小姑 同兄弟 —————
- 一 小姑 同姉妹 —————

という案文(雛形)でした。ちなみに、現在旧藩士の家々にはこの下書・控が数多く残されており、府中松平藩家臣団の概況を知る上で、きわめて興味ある史料となっています。

この「御家御定書」は本館発行の「茨城県立歴史館史料叢書10 府中松平藩史料」に全文収録されています。

(歴史資料室長 桜井 明)

